

2024年10月
経済法令研究会

『ストレス要因を知り対策につなげる 職場のメンタルヘルス実践コース』2分冊 に関する追加情報

標記通信講座のテキストにつきまして、2024年9月時点で、育児介護休業法改正に伴い、内容に変更が生じたので、下記のとおり追加情報をお知らせいたします。

記

○第2章 3節 「i. 妊娠～出産期に関する措置や制度」

P39 11行目

(改正前)

・本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た女性従業員・男性従業員に対して、育児休業制度等に関する個別の周知と育児休業・産後パパ育休の取得の意向確認を行なっているか？

(改正後)

・本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出時や子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮をしているか？

○第2章 3節 「ii. 育児期に関する措置・制度」

P40 20行目に新規追加

・3歳未満の子を養育する従業員が育児休業を取得していない場合に、在宅勤務(テレワーク)等の措置を講じているか？

○第2章 3節 「ii. 育児期に関する措置・制度」

P41 6行目

(改正前)

- ・ 3歳に満たない子を養育する従業員から申出があった場合、所定外労働時間をさ
せていないか？

(改正後)

- ・ 小学校就学前の子を養育する従業員から申出があった場合、所定労働時間を超え
る労働(残業)を免除しているか？

P41 8行目

(改正前)

- ・ 小学校就学前の子を養育する従業員から申出があった場合、1日又は時間単位で、
年5日(子が2人以上の場合は10日)まで子の看護休暇を取得させているか？

(改正後)

- ・ 小学校3年生までの子を養育する従業員から申出があった場合、1日又は時間単位
で、年5日(子が2人以上の場合は10日)までの子の看護等休暇(子の行事参加
等のための取得も可)を取得させているか？

○第2章 3節 「iii. 職場の環境改善に関する措置・制度」

P41 23行目

(改正前)

- ・ (従業員数1,000人超の企業) 育児休業等の取得の状況を年1回公表しているか？

(改正後)

- ・ (従業員数300人超の企業) 育児休業の取得の状況等を年1回公表しているか？

P41 24行目に新規追加

- ・ 3歳以上の小学校就学前の子を養育する従業員に関し、事業主が職場のニーズを
把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ(※)、従業員が選択
して利用できるようにしているか？ また、当該措置の個別の周知・意向確認を

行っているか（施行日：公布後（令和6年5月31日）から1年6カ月以内の政令で定める日）。

※ 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、保育施設の設置運営等の措置のうち事業主が2以上を選択

以 上